

# 「適正なガス取引についての指針」の改定

～ガス事業法の小売関連部分～



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 適正取引ガイドラインの改定

- 平成29年4月のガス小売全面自由化に向けて、新しいガス市場における適正な取引の在り方を示すため、「適正なガス取引についての指針」（経済産業省・公正取引委員会の共同所管。以下「適正取引ガイドライン」という。）の改定を行うことを予定。

## <改定の概要>

目次（改正後）	目次（改正前）
第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成	第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成
1. 本指針の必要性	1. 指針の必要性
2. 本指針の構成	2. 指針の構成
第二部 適正なガス取引についての指針	第二部 適正なガス取引についての指針
I. <b>小売分野</b> における適正なガス取引の在り方	I. <b>小売自由化分野</b> （大口供給、特定ガス大口供給）における適正なガス取引の在り方
(1) 小売供給	1. 一般ガス事業者等による大口供給
(2) <b>消費機器調査等</b>	2. 簡易ガス事業者による特定ガス大口供給
II. 卸売分野における適正なガス取引の在り方	II. 託送供給分野における適正なガス取引の在り方
III. <b>製造分野</b> における適正なガス取引の在り方	III. 卸売分野における適正なガス取引の在り方
IV. 託送供給分野における適正なガス取引の在り方	IV. <b>小売規制分野</b> （選択約款）における適正なガス取引の在り方
	V. <b>LNG基地の第三者利用</b> に関する適正なガス取引の在り方

自由化・規制分野という分類を廃止し「小売分野」として統合

新設

製造設備に関する記載（LNG基地・熱調設備等に係る業務の受託・振替供給）として統合

# 適正取引ガイドラインの位置付け

- 「ガスの小売営業に関する指針」は、需要家保護の観点からガスの小売営業に関する望ましい行為及びガス事業法上問題となる行為を示すものであるところ、適正取引ガイドラインは、小売営業に限らず、ガス事業に関する各取引分野について、ガス市場を競争的に機能させていく上で、事業者が自主的に行うことが望ましい行為及びガス事業法上問題となる行為等を示すものである。

## ＜各指針の位置付け・主な内容＞

### ガスの小売営業に関する指針

小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入し得ることに鑑み、需要家に対する説明の在り方やビジネスモデルを含め、需要家保護の観点から小売営業に関する望ましい行為及びガス事業法上問題となる行為を例示。

- 料金請求時の根拠の明確化
- ガス事業法上問題となるビジネスモデル
- 契約締結前・締結後の説明義務・書面交付義務
- 料金の算出方法の明確化
- 災害等によるガスの供給停止時の問合せ対応

### 適正取引ガイドライン

①小売分野、②卸売分野、③製造分野及び④託送供給分野の各分野に区分し、各分野ごとにガス市場を競争的に機能させていく上で事業者が自主的に行うことが望ましい行為及びガス事業法上問題となる行為を例示。

- 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示
- 消費機器調査等の受託等
- 積極的な卸取引
- ガス受託製造に係る差別的取扱いの禁止
- 託送供給料金等についての公平性の確保等

## 位置付け

## 主な内容

# 適正取引ガイドライン（小売分野）の改定 -小売供給・考え方-

- 自由料金による小売供給と経過措置料金による小売供給のそれぞれについて、ガス事業を取り巻く市場環境を踏まえ、基本的な考え方を整理。

## 考え方（要旨）

- 旧一般ガス事業者の規模等が様々であることや他のエネルギーとの競争関係等を踏まえると、旧一般ガス事業者が必ずしも旧供給区域において有力な地位にあるとは限らないことから、旧一般ガス事業者に限らず、各事業者は、本指針に沿った適切な対応をとることが必要。
- 経過措置料金による供給義務が課されるガス小売事業者も、自由料金メニューを提供することは自由であり、需要家の選択肢を増やすことは、競争の促進に資する。ただし、約款に基づく料金等の設定が著しく不相当となり、当該約款の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、ガス事業法上当該約款の変更認可申請命令が発動され得る。

参考：関連箇所(第二部 I 「小売分野における適正なガス取引の在り方」1(1)②③)一部抜粋

一般ガス事業者であったガス小売事業者の中には、大小様々な事業規模の事業者がおり、他のエネルギー供給と競争関係にある状況下において、自ら原料を調達してガスを製造し、自己の導管部門の供給区域において高い小売供給シェアを有する事業者がいる一方で、小売供給に必要なガスの調達を他の事業者からの卸供給に依存する事業者や、自己の導管部門の供給区域における小売供給シェアが必ずしも高くない事業者も多数いる。また、事業規模が大きく、ガスの原料となる LNG を大量に調達し、ガスの製造設備や導管を保有する他の事業分野の事業者が、ガスの小売市場に参入することが想定される。

このように、自己の導管部門の供給区域において一般ガス事業者であったガス小売事業者が、必ずしも当該供給区域において有力な地位にあるとは限らない状況も考えられる。

このような状況においては、一般ガス事業者であったガス小売事業者に限らず（中略）競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い料金による小売供給など、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときには、ガス事業法に基づく業務改善命令（同法第 20 条第 1 項）や業務改善勧告（同法第 178 条第 1 項）の対象となる可能性がある。

このため、ガス小売事業者等は、後記 2 で示した公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為や問題となる行為に留意するなど、適切な対応が必要である。

# 適正取引ガイドライン（小売分野）の改定 -小売供給・各論-

- 小売供給に関し、託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示等を「望ましい行為」として、不当に高い解約補償料の徴収等をガス事業法上「問題となる行為」として新たに記載する等の改定を行う。

## 望ましい行為（新設）要旨

- 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示  
ガス料金の透明性の確保の観点から、ガス導管事業者が維持・運用する導管を経由したガスを供給するガス小売事業者が、需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記すること。
- スイッチングが適切に行われる環境の確保  
需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、ガス導管事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保すること。

## 問題となる行為（新設）要旨

- 不当に高い解約補償料の徴収等  
ガス小売事業者が、不当に高額な解約補償料の設定等により需要家の解除を著しく制約することや、他者に切り替えようとする需要家に付随サービスの打ち切り等を示唆することにより需要家の選択肢を不当に狭めること。
- 事実に反する情報の需要家への提供  
ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社のガスであれば供給に支障が生じにくい、当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導すること。
- スイッチングにおける不当な取扱い  
スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、ガス導管事業者が、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないこと。

# 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示

- ガス料金の透明性の確保の観点から、ガス導管事業者が維持・運用する導管を經由したガスを供給するガス小売事業者（当該ガス導管事業者と同一の者である場合も含む。）が、需要家への請求書、領収書等に当該需要家のガス料金に含まれる託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。

## <補足>

- 簡易ガス事業者であったガス小売事業者など、ガス導管事業者が維持・運用していない導管により小売供給を行うガス小売事業者は、需要家に明示すべき託送供給料金相当支払金額が存しないため、請求書、領収書等に当該金額を記載する必要がない。
- ガス小売事業者が、需要場所においてガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において小売供給を行う場合（いわゆるワンタッチ供給の場合）には、ガス小売事業者が託送供給料金相当支払金額を直ちに把握することができないため、当該卸供給を行う卸売事業者が、卸供給を受けるガス小売事業者に対して、卸供給料金に含まれる個々の需要家ごとの託送供給料金相当支払金額を明示することが望ましい。
- システム開発等の技術的な理由により、小売全面自由化後、直ちに託送供給料金相当支払金額を請求書、領収書等に明記することが困難な場合には、正確な金額に代えて、概算額や適用される単価を記載することとし、今後のシステム改修等において対応することが望ましい。

# 適正取引ガイドライン（小売分野）の改定 -消費機器調査等・考え方-

- 各ガス小売事業者が消費機器調査等の保安の義務を負うことを前提とした上で、小売全面自由化から当分の間における消費機器調査等の受託に係る基本的な考え方を整理。

## 考え方（要旨）

- ガス小売事業者は、消費機器調査等を行うための体制を整備すべきであるところ、ガスの小売市場への新規参入者にとって直ちに当該体制を整備するための拠点、人材の配置等を行うことは必ずしも容易ではないこと等を踏まえ、旧一般ガス事業者（関連事業者に委託している場合を含む。）は、小売全面自由化後当分の間、新規参入者から消費機器調査等の委託を依頼された場合には、適切な条件で受託することが望まれる。
- 関連事業者とは、小売全面自由化前に一般ガス事業者から委託を受けて、需要家に対して、消費機器調査等を行っていた事業者であり、小売全面自由化後も、主として一般ガス事業者であったガス小売事業者から委託を受けて消費機器調査等を行う者をいう。

参考：関連箇所(第二部 I 「小売分野における適正なガス取引の在り方」 1(2))抜粋

ガス小売事業者は、需要家にガスの小売供給を行うに当たり、自己の需要家が引越し等によりガスの使用を開始又は終了する際に開閉栓作業を行うとともに、開栓時及び一定の期間ごとに消費機器の調査及び危険発生防止の周知を行う義務が課せられ、保安において一定の役割を担うことが求められている（ガス事業法第159条。以下、開閉栓作業、消費機器の調査及び危険発生防止の周知を「消費機器調査等」という。）。

このため、ガス小売事業者は、消費機器調査等を行うための体制を整備すべきであるところ、ガスの小売市場への新規参入者として直ちに当該体制を整備するための拠点、人材の配置等を行うことは必ずしも容易ではなく、特に小売全面自由化により新たに自由化の対象となった家庭や小規模事業所へのガスの小売供給においては、これまで地域独占下において一般ガス事業者であったガス小売事業者（当該ガス小売事業者が行うべき消費機器調査等を関連事業者（注）に委託している場合を含む。）のみが消費機器調査等を行うための体制を整備していることを踏まえると、このような状況において、当該ガス小売事業者は、小売全面自由化後適切な時期に見直されるまでの当分の間、新規参入者から消費機器調査等の委託を依頼された場合には、適切な条件で受託することが望まれる。

（注）関連事業者とは、小売全面自由化前に一般ガス事業者から委託を受けて、需要家に対して、消費機器調査等を行っていた事業者であり、小売全面自由化後も、主として一般ガス事業者であったガス小売事業者から委託を受けて消費機器調査等を行う者をいう。

# 適正取引ガイドライン（小売分野）の改定 -消費機器調査等・各論-

- 消費機器調査等に関し、関連事業者及び一般ガス事業者であったガス小売事業者の「望ましい行為」及びガス事業法上「問題となる行為」を新たに記載する。

## 望ましい行為（新設）要旨

- 関連事業者が、新規参入者に係る消費機器調査等を、当該関連事業者が消費機器調査等の委託を行っている一般ガス事業者であったガス小売事業者に対して求めている料金と同等以下の料金で受託すること。
- 関連事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を行う過程で得た情報を活用して、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行わないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者との契約において、関連事業者が、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行わないように努めることを求めること。

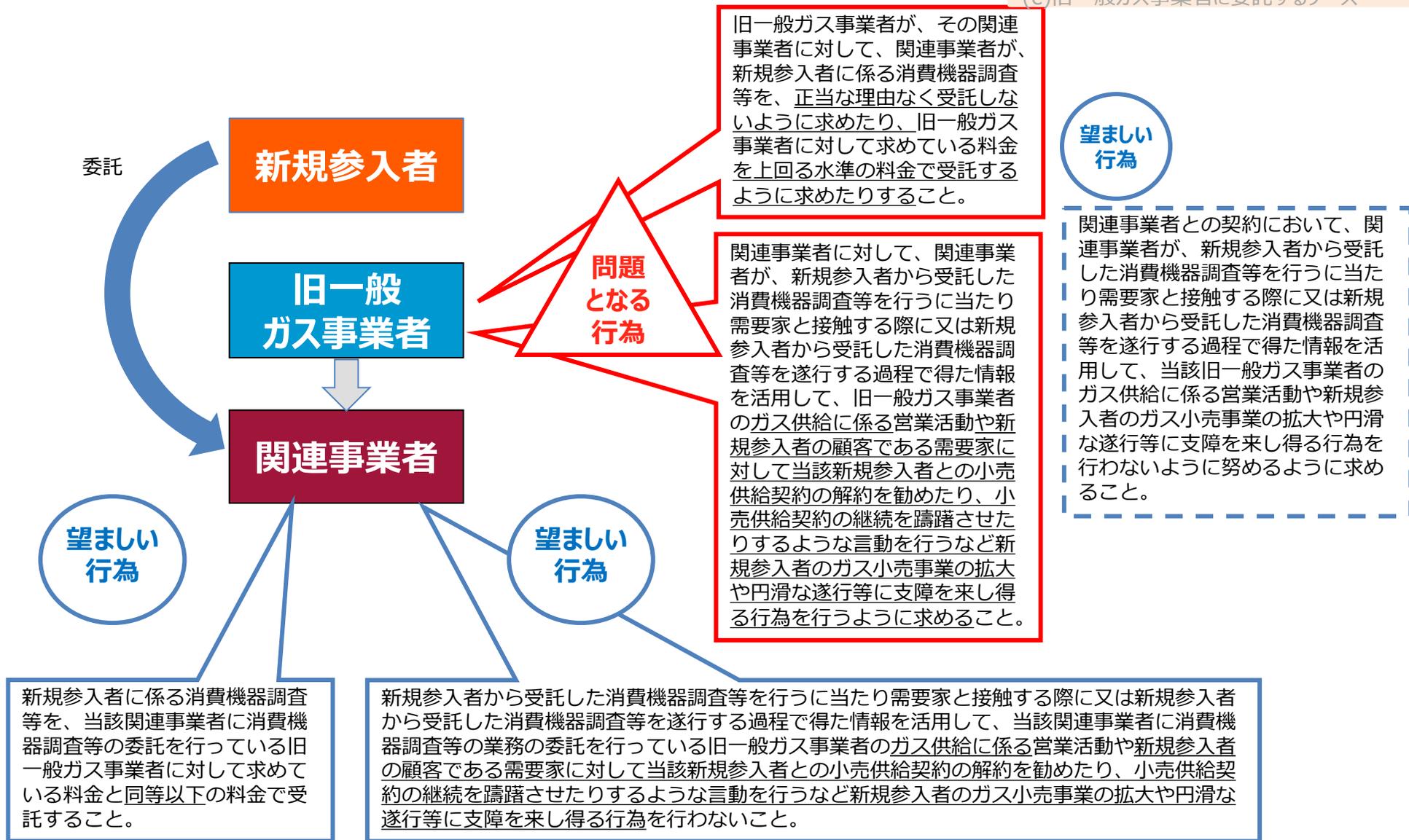
## 問題となる行為（新設）要旨

- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等を、適正な料金で受託しないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を実施するために関連事業者に再委託を行う必要がある場合に、関連事業者に対して、再委託を行わないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者に対して、新規参入者に係る消費機器調査等を、受託しないように求めたり、自己に対して求めている料金を上回る料金で受託するように求めたりすること。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者に対して、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行うように求めること又は自己がそのような営業行為を行うこと。

注) 「適正な料金」とは、①新規参入者から委託を受けて一般ガス事業者であったガス小売事業者が消費機器調査等を行う場合には、自己の消費機器調査等の業務に係る費用と同等の料金、②関連事業者に再委託を行う場合には、関連事業者への再委託費用に、再委託に必要とされる合理的な金額の範囲内の事務手数料やその他合理的な費用（例えば、合理的な範囲のシステム関連費用や人材育成費等）を付加した料金のことをいう。

# (参考) 消費機器調査等 望ましい行為・問題となる行為 1/3

- (a) 関連事業者に委託するケース
- (b) 旧一般ガス事業者を通じた再委託ケース
- (c) 旧一般ガス事業者に委託するケース



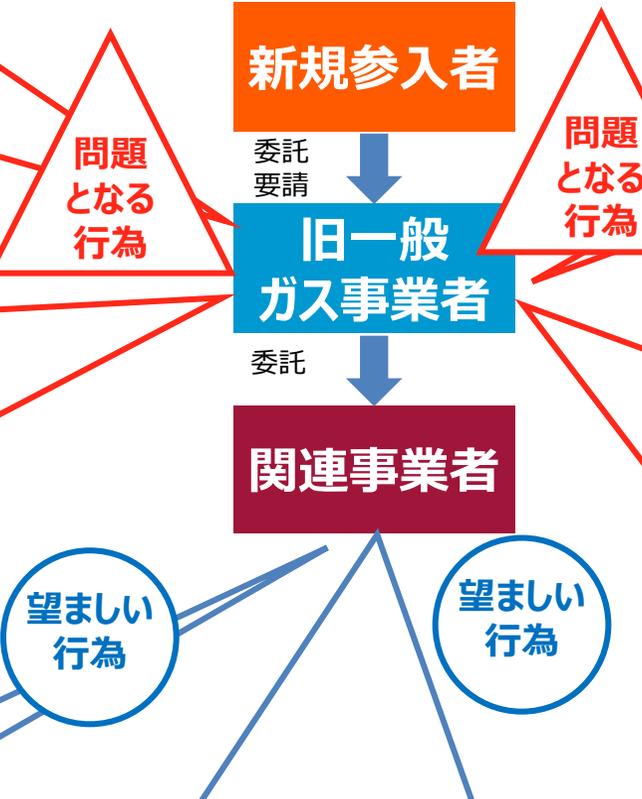
# (参考) 消費機器調査等 望ましい行為・問題となる行為 2/3

- (a) 関連事業者に委託するケース
- (b) 旧一般ガス事業者を通じた再委託ケース
- (c) 旧一般ガス事業者に委託するケース

正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等を、合理的な費用（関連事業者への再委託費用に、再委託に必要とされる合理的な金額の範囲内の事務手数料やその他合理的な費用を付加した費用）で受託しないこと、関連事業者に対し新規参入者に係る消費機器調査等の再委託を行わないこと。

新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、旧一般ガス事業者のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うこと。

新規参入者に係る消費機器調査等を、当該関連事業者に消費機器調査等の委託を行っている旧一般ガス事業者に対して求めている料金と同等以下の料金で受託すること。



旧一般ガス事業者が、その関連事業者に対して、関連事業者が、新規参入者に係る消費機器調査等を、正当な理由なく受託しないように求めたり、旧一般ガス事業者に対して求めている料金を上回る水準の料金で受託するように求めたりすること。

関連事業者に対して、関連事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、旧一般ガス事業者のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うように求めること。

新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該関連事業者に消費機器調査等の業務の委託を行っている旧一般ガス事業者のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行わないこと。

望ましい行為

関連事業者との契約において、関連事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該旧一般ガス事業者のガス供給に係る営業活動や新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行わないように努めるように求めること。

# (参考) 消費機器調査等 望ましい行為・問題となる行為 3/3

- (a) 関連事業者に委託するケース
- (b) 旧一般ガス事業者を通じた再委託ケース
- (c) 旧一般ガス事業者に委託するケース

